

# 記入例

受付印

## 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

綾川町長 殿

住所 〒761-0000  
綾川町〇〇××番×

申告者氏名 (納税義務者) (名称) 〇〇 太郎

電話番号 087 (〇〇〇) 〇〇〇〇

地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、同条第2項及び綾川町税条例附則第10条の2第6項の規定に基づき申告します。

家屋の所在	綾川町〇〇××番×		
家屋番号	×××番×	該当するものに〇を記入してください。	
種類	専用住宅	併用住宅	共同住宅・附属家
構造	木造	非木造 ( )	2階建
延床面積	123.45 m <sup>2</sup>	併用住宅にあっては そのうちの住宅部分 床面積 m <sup>2</sup>	
建築年月日	大正・昭和・昭和	50年	4月1日
登記年月日	大正・昭和・平成・令和	50年	4月15日
耐震改修完了年月日		令和	3年4月1日
耐震改修に要した費用	1,000,000 円		
耐震改修完了後3か月以内に申告書を提出することができなかった理由			

### 添付書類

次のいずれかの書類を添付してください。

- 固定資産税減額証明書(地方税法施行規則附則第7条第5項の規定に基づく証明書)
- 住宅性能評価書及び耐震改修に要した費用を証する書類(住宅耐震改修証明書)

## 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額について

表面の記入例のとおり記入して申告書を提出してください。

### 1 提出先

綾川町税務課

☎ 087-876-5284

### 2 提出書類

この申告書と以下の添付書類を添付したうえで提出してください。

### 3 添付書類（次のいずれかの書類を添付してください。）

- (1) 固定資産税減額証明書（地方税法施行規則附則第7条第5項の規定に基づく証明書）
- (2) 住宅性能評価書及び耐震改修に要した費用を証する書類（住宅耐震改修証明書等費用の確認の書類）

この制度の概要については次のとおりです。

#### 1 概要

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合するよう一定の改修工事（耐震改修）を行った場合、このことを綾川町に申告したものに限り、当該住宅に係る固定資産税を以下のとおり2分の1減額します。

- (1) 平成18年1月1日～平成21年12月31日の間に耐震改修が完了 → 翌年度から3年度分
- (2) 平成22年1月1日～平成24年12月31日の間に耐震改修が完了 → 翌年度から2年度分
- (3) 平成25年1月1日～令和4年3月31日の間に耐震改修が完了 → 翌年度分

#### 2 対象区域

綾川町内全域

#### 3 対象となる住宅の要件

昭和57年1月1日以前から所在する住宅です。（別荘として使用する住宅は除きます。）

#### 4 耐震改修の要件

- (1) 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- (2) 耐震改修に要した費用の額（自己負担額）が1戸当たり50万円以上であること。

#### 5 減額の対象

- (1) 耐震改修を行った住宅全体の固定資産税について減額します。  
1戸当たりの床面積が120㎡を超える場合は、120㎡相当分までが減額の対象となります。
- (2) 併用住宅の場合は居住部分のみが減額の対象となります。
- (3) 住宅とその附属家が別棟の場合で、いずれか（昭和57年1月1日以前建築の家屋）について耐震改修を行った結果、残りの家屋も含めて耐震基準適合住宅となる場合は、住宅と附属家すべてが対象となります。

担当：〒761-2392

綾歌郡綾川町滝宮299番地

綾川町税務課 固定資産税担当

電話：087-876-5284（直通）